

さらなるごみの減量・資源化に向けた
新たな施策について

答 申
(素案)

平成 年 月

市川市廃棄物減量等推進審議会

< 目 次 >

はじめに	1
1 市川市におけるごみ処理の現状と課題	2
(1) ごみ処理の現状	2
(2) ごみ処理における主な課題	3
(3) ごみの減量・資源化の数値目標	4
2 家庭ごみの有料化について	5
(1) 家庭ごみ有料化制度の概要	5
(2) 目的と期待する効果	5
(3) 家庭ごみ有料化制度の仕組み	6
(4) 制度導入にあたっての留意事項等	9
3 ごみ収集回数の削減について	11
(1) ごみ収集回数の削減の趣旨	11
(2) 分別区分毎の方向性	11
(3) 留意事項等	12
4 戸別収集の導入について	14
(1) 戸別収集方式の趣旨	14
(2) 今後の方向性	15
おわりに	16

はじめに

5 市川市では、「資源循環型都市いちかわ」の実現を目指して、家庭ごみの12分別収集をはじめとする様々な取り組みを進め、ごみの減量と資源化に一定の成果を挙げてきました。

10 しかし、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に向けて、地球温暖化をはじめとする環境問題への対策の強化が求められている中で、近年はごみの減量ペースが鈍化し、ごみの排出量が横ばい傾向となっています。

15 また、市川市は、市内に自前の最終処分場が無いことから、継続的なごみ減量努力が求められる立場にあることに加えて、クリーンセンターの老朽化の問題も抱えていることから、さらなるごみの減量・資源化に向けて、従来からの施策の強化に加えて、新たな施策の導入が求められる状況となってきたところです。

20 このような状況の中、市川市では、平成27年5月に「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を改定し、平成36年度を目標年次とした新たなごみ減量目標を設定した上で、目標の達成に向けて概ね5年以内に重点的に実施する事項として、家庭ごみ有料化制度の導入の推進をはじめとする新たな施策の導入を位置づけました。

25 このような経緯を踏まえて、本審議会は、平成27年7月7日に市長から「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の諮問を受け、具体的に諮問された施策である「家庭ごみの有料化」「ごみ収集回数削減」「戸別収集の導入」に関して、慎重に審議を重ねた結果、本答申を取りまとめたものです。

1 市川市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

5 ① ごみ処理の概要

市川市のごみ処理の概要は次のとおりである（平成 25 年度実績）。

ア 総排出量

市川市における総排出量は 145,022 t で、家庭からの排出量が全体の約 4 分の 3 を占めている。

10 イ 処理費用 ※ごみ処理原価計算の対象額の合計

年間のごみ処理（ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分費用）には、約 58 億 4 千万円もの費用を要しており、市民 1 人あたりの負担額は約 12,400 円となっている。

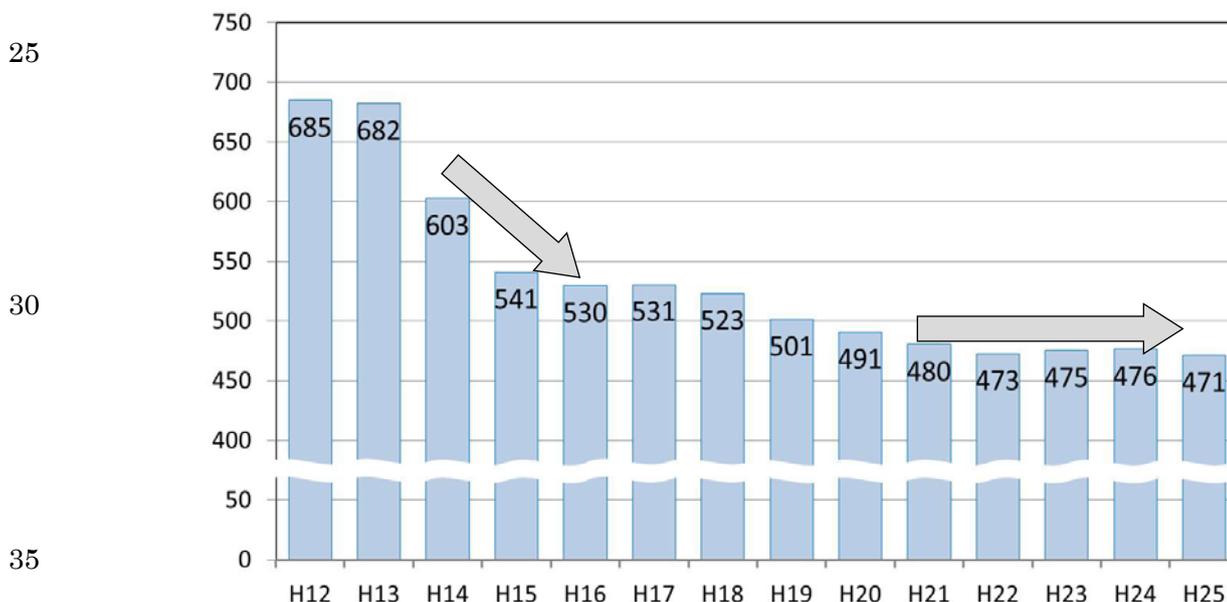
15 なお、家庭から収集した「燃やすごみ」1 袋（45 リットル）あたりの処理に要した費用は約 246 円である。

② 家庭ごみの収集量の推移

20 市川市では、平成 14 年 10 月に導入した家庭ごみの 12 分別収集の実施により、紙類、布類及びプラスチック製容器包装類を資源物として分別収集することなどにより、燃やすごみの削減を進めてきた。

しかし、近年は、燃やすごみの収集量の減少幅が縮小し、横ばい状態となりつつあることから、施策の強化が求められる状況となっている。

(g) 市民 1 人 1 日あたりの家庭ごみ(燃やすごみ)収集量の推移



(2) ごみ処理における主な課題

① ごみの最終処分他市依存

市川市は、最終処分場を有しておらず、ごみの焼却灰などの残さの多くは市外の最終処分場での埋め立てに依存している。このようなごみ処理は、処分先の市町村や住民の理解のもとに成り立っており、いつまでも処分先が確保できるとは限らないため、最終処分量を削減するための継続的なごみ減量努力が強く求められる。

② クリーンセンターの老朽化

クリーンセンターは、平成6年に稼働を開始し、当初20年間の稼働を予定していたが、延命化工事により稼働期間を10年間延長している。

しかし、老朽化が進んでおり、あと約8年(平成35年度末)で稼働を終了する予定のため、建替え計画を進める必要がある。

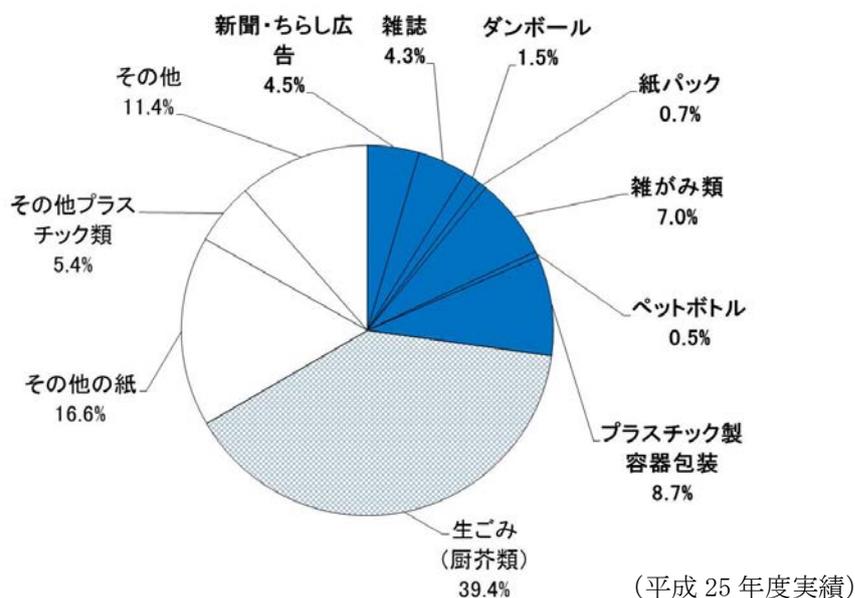
ごみの処理量を削減できれば、新施設の規模を縮小でき、建替え費用や運営費を削減することができ、将来世代の負担も軽減できる。

③ 分別排出の徹底

家庭から出された燃やすごみの組成を調査した結果、分別すれば資源化できる可能性のある紙類やプラスチック製容器包装類が約3割も混入しており、分別が徹底されていない現状がある。

今後も、ごみの発生・排出抑制に加えて、分別を徹底することを通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要がある。

燃やすごみの組成



(3) ごみの減量・資源化の数値目標

① いちかわじゅんかんプラン 21 の数値目標

5 いちかわじゅんかんプラン 21（平成 27 年 5 月改定）では、将来人口の推計や新たなごみ減量・資源化施策の実施により見込まれる効果などを踏まえて、平成 36 年度を目標年次とした数値目標を設定している。

いちかわじゅんかんプラン 21 の数値目標

項目	平成 25 年度実績	平成 36 年度目標
① 1 人 1 日あたり排出量 ※1	846 g / 人・日	760 g / 人・日以下
② 資源化率	20.1%	27%以上
③ 焼却処理量 ※2	118,215 トン	96,000 トン以下
④ 最終処分量	12,199 トン	7,200 トン以下

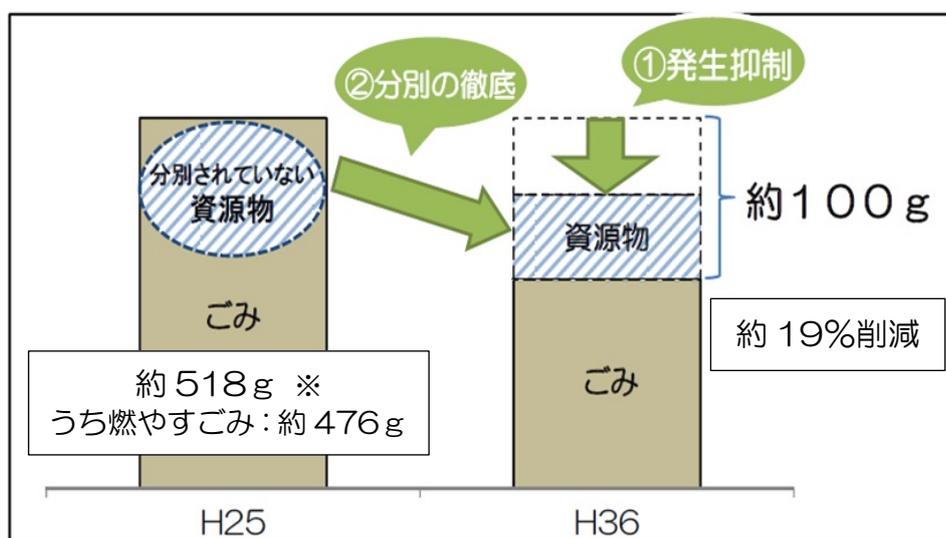
※1 資源物を含む排出量

10 ※2 クリーンセンターでの焼却処理量（し尿処理施設から搬入した脱水汚泥の焼却量を含む）

② 各家庭におけるごみ削減目標

15 いちかわじゅんかんプラン 21 の数値目標を達成するためには、家庭ごみを削減するために、各家庭におけるごみの発生抑制と分別の徹底を通じて、1 人 1 日あたりのごみの排出量（資源物を除く）を約 100 g 削減することが必要である。

各家庭のごみ削減目標のイメージ



※クリーンセンターへの直接搬入分を含む

2 家庭ごみの有料化について

(1) 家庭ごみ有料化制度の概要

5 ① 家庭ごみ有料化制度の概要

家庭ごみの有料化とは、市町村が家庭ごみの処理についての手数料を徴収する制度であり、手数料の費用負担を軽減しようとする経済的な動機付けを活用して、ごみの排出抑制や再生利用の推進等を図る制度である。

10 ② 市川市における位置づけ

市川市においては、本審議会の答申を踏まえて平成 27 年 5 月に改定した「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）」において、目標を達成するための重点施策の一つとして、燃やすごみ等の収集を対象にした「家庭ごみ有料化制度の導入の推進」を位置づけている。

15 なお、家庭ごみのうち大型ごみの収集については、既に平成 11 年 10 月からごみ処理手数料を徴収している。

③ 他市の実施状況

20 全国の約 6 割の市町村において制度が導入されており、千葉県内においても、千葉市、八千代市、野田市など、約 6 割の市町村で実施されている。

※実施状況は可燃ごみを対象にしたもの

(2) 目的と期待する効果

25

市川市においては、さらなるごみの減量・資源化を進める方策の一つとして、家庭ごみの発生・排出抑制及び分別排出を促進することを目的に、家庭ごみ有料化制度の導入を図ることが適当である。

30 ① ごみの発生・排出抑制

手数料の負担を減らそうとする経済的な動機づけを活用し、ごみの発生・排出の抑制を図る。

35

② 分別排出の促進

ごみの発生・排出の抑制に加えて、資源物の分別排出を促進することで、ごみ処理量の削減と資源化の推進を図る。

5 また、制度を導入することで、次のような効果も期待できる。

○ ごみの減量や分別に関する市民意識の向上と、ごみ減量・資源化につながる市民の行動の促進

○ ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の確保

10 ○ 最終処分量の削減と埋め立て処分への依存の低減

○ クリーンセンターの建て替え規模の縮小による建設費や運営費の削減

○ ごみ焼却等に伴う温室効果ガスの排出抑制

15 (3) 家庭ごみ有料化制度の仕組み

① 対象品目

対象品目については、家庭ごみ有料化の目的、ごみの出し方、市民の受容性等を勘案して決定していく必要がある。

20

ア ごみ

最終処分の他市依存やクリーンセンターの老朽化など、市川市におけるごみ処理の問題に対応し、家庭ごみ有料化制度の目的である、ごみの発生・排出抑制及び分別排出の促進を図るためには、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」については手数料徴収の対象とする必要がある。

25

ただし、蛍光管や水銀体温計などの「有害ごみ」については、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先し、他のごみへの混入を防止する観点から、手数料徴収の対象外とすることが適当である。

30

イ 資源物

循環型社会の形成に向けて、取り組みの優先順位の高い廃棄物等の発生抑制（リデュース）を推進する必要があることや、資源物であってもその収集やリサイクルに一定の処理費用がかかっており、受益と負担の公平性の面からは「資源物」であっても「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方があ

35

一方で、資源物の分別の促進を重視するという観点から、手数料徴収の対象とする場合でも「ごみ」よりも低い手数料とすることや、従来どおり無料で収集することも考えられる。

5 ○ビン・カン

ビン・カンについては、ペットボトルなどの軽量素材へのシフトなどにより、排出量が比較的大きく減少していることから、手数料徴収の対象外とすることが適当である。

10 ○紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

紙類・布類については、紙箱や包装紙などの雑がみや再利用可能な衣類の分別排出を促進する必要性が高いこと。また、手数料徴収のために指定袋制を採用する場合には現在の出し方を変更する必要が生じることから、手数料徴収の対象外とすることが適当である。

15

○プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装類については、分別収集の実施によりリサイクルが進んだ一方で発生抑制が十分に進んでいない現状があり、循環型社会の形成や地球温暖化対策を重視する観点から、手数料徴収の対象として検討を進めていくことが適当である。

20

一方で、資源物の分別排出の促進を優先することや、資源物の分別排出に取り組む市民の受容性の観点から、手数料徴収の対象外とするという考え方もある。

25

そのため、手数料徴収の対象とする場合には、販売店における過剰包装の抑制やペットボトル・白色トレイ等の店頭回収の促進の強化を図ること、分別を細分化してペットボトル以外の「プラスチック製容器包装」のみを手数料徴収の対象とすることを検討すべきである。

30

なお、手数料徴収の対象外とする場合には、分別ルールに反して資源化に適さないプラスチックごみが、資源物として排出されやすくなるおそれがあることに留意し、適正な分別を確保するための対策を講じる必要がある。

② 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法については、

35

- ・市川市では、平成 11 年 10 月から燃やすごみ等の排出に指定袋制を採用しており、市民にとって排出方法が簡単で分かりやすいこと

・指定袋の個数（枚数）や大きさ（容量）によって、排出量を把握することが容易であること
・収集時において手数料が支払われた適正な排出かどうか確認しやすいことから、他市町村でも広く採用されている有料の指定袋による方式が適当である。

なお、指定袋の大きさ・形状等については、各世帯のごみ排出量に応じて、袋の容量が選択しやすくなるよう、現行よりも小容量のものを用意することや、市民の利便性・取り扱いのしやすさなどを考慮する必要がある。

※市川市における現在の指定袋制について

市が袋の仕様を定めた上で、製造業者を認定し、自由な流通形態のもとで販売されているが、指定袋の販売価格は袋本体のみの価格で、ごみ処理費用は含まれていない。

③ 料金体系

料金体系については、

- ・最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいこと
- ・仕組みが単純で、市民にとって分かりやすいこと
- ・排出量に応じて、広く市民が一定の費用を公平に負担するものであり、受益と負担の関係性が明確であること

などから、多くの都市で採用されている、排出量に比例して手数料が増加する「排出量単純比例型」とすることが適当である。

④ 料金水準

家庭ごみの有料化は、ごみの発生・排出抑制及び分別促進を図ることが主な目的であることから、ごみを減らそうとする経済的な動機付けが働き、ごみの削減目標の達成に向けた排出抑制効果が期待できる料金水準に設定する必要がある。

一方で、市民の理解を得られるよう、ごみ減量や分別に前向きに努力する世帯にとって過大な負担とならない料金水準であることも重要である。

そのため、ごみの減量・資源化への効果、市民の受容性、他市の料金水準及びごみ処理費用に対する負担割合を考慮した上で、指定袋の容量1リットルあたり1.5円から2.0円程度とすることが適当であると考えられる。

なお、プラスチック製容器包装類を手数料徴収の対象とする場合には、分別を促進する観点から、この半額以下とすることが望ましい。

⑤ 手数料の減免・支援

家庭ごみ有料化制度においては、排出量に応じた手数料負担が原則であるが、減量努力が及ばないごみや手数料徴収の対象となじまないごみについては、手数料の減免や支援の措置を講じることが適当である。

5 対象とすべき具体的な品目の例としては、

- 乳幼児、高齢者、障害者等の紙おむつ
- ボランティアによる清掃活動で集めたごみ
- 現状で指定袋の使用が不要である剪定枝

などが考えられる。

10 なお、一定の経済的困窮者に対する減免措置については、手数料水準に応じた負担の程度を考慮して、その必要性を検討することが望ましい。

(4) 制度導入にあたっての留意事項等

15

① 市民への説明・周知

家庭ごみ有料化制度の導入は、市民に新たな費用負担を求めるものであることから、円滑な制度の導入やごみ減量効果を高めるために、市民の理解と協力を得ることが重要であり、制度を導入する背景と目的、期待される効果などについて、市民に分かりやすく説明し、周知徹底していく必要がある。

20

そのためには、出前説明会の開催、広報紙やホームページによる情報発信をはじめとする多様な手段による周知活動を実施していくことが重要であり、特に、市外からの転入者や行政からの情報が伝わりにくい単身者、外国人などへの周知方法については工夫が求められる。

25

② 不適正排出・不法投棄への対応

家庭ごみ有料化制度を導入した場合、排出ルールを守らない不適正排出や不法投棄が増加するおそれが指摘されている。

30

そのため、各地域のじゅんかんパートナーや自治会のほか、集合住宅の管理者等と連携して基本的な排出ルールの周知を進めるとともに、パトロールの強化や排出ルールについての指導を通じて、ルール違反の未然防止対策の強化を図ることが必要である。

③ 手数料収入の用途・活用方法

35

家庭ごみ有料化制度の導入に伴う手数料収入については、その金額や用途を明確化し、市民に分かりやすく公表していくことが必要である。

また、家庭ごみの有料化は、さらなるごみの減量・資源化を進めるための方策の一つであり、家庭ごみの発生・排出抑制及び分別排出を促進することが目的であることから、ごみの減量・資源化に前向きに取り組む市民や地域への支援策の充実のために活用していくことが望ましい。

3 ごみ収集回数の削減について

(1) ごみ収集回数の削減の趣旨

5 市川市においては、「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」において、目標を達成するための重点施策の一つとして、「家庭ごみの分別収集体制の見直し」を位置づけている。

10 ごみの減量・資源化の取り組みの進展や人口減少等に伴うごみの収集量の変化等に対応するとともに、ごみの減量・分別促進、環境負荷の低減、コスト縮減等の観点から、ごみ収集回数の削減を検討する必要がある。

15 なお、家庭ごみ有料化制度を導入する場合には、手数料徴収の対象としたごみの排出量（重量及び容積）が減少することから、収集効率を維持する効果が期待できるものと考えられる。

(2) 分別区分毎の方向性

20 ごみ収集回数については、ごみの減量や資源物の分別排出の促進、収集量の現状や収集効率の維持の観点のほか、近隣市等の状況を踏まえて削減を検討する必要がある。

① 燃やすごみ

25 ごみの減量や資源物の分別排出を促進するため、現状の週3回から週2回へ削減することが適当である。

② 燃やさないごみ・有害ごみ

一人当たりの収集量が少ない現状や近隣市の状況を踏まえて、現状の週1回から2週に1回（月2回）へ削減することが適当である。

③ ビン・カン

30 ペットボトルなどの軽量素材へのシフトが進んでいること等により収集量が減少していることから、現状の週1回から2週に1回（月2回）へ削減することが適当である。

35

④ 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

燃やすごみに含まれて排出されている、紙箱や包装紙などの雑がみや再利用可能な衣類の分別排出を促進する必要性が高いこと。また、収集日が雨天の場合はリサイクルする上での品質を確保するため排出を控えるよう市民に周知していることから、現状の週1回の収集回数を維持することが適当である。

⑤ プラスチック製容器包装類

燃やすごみから資源物への分別排出を促進する観点から、現状の週1回の収集回数を維持することが適当である。

(3) 留意事項等

① 収集削減時の留意点

ごみ収集回数の削減は、各家庭におけるごみの保管日数の増加や、一回の収集日に排出されるごみの量の増加等につながることから、以下の事項に十分に留意する必要がある。

ア 祝日収集の実施

「燃やすごみ」については、原則として、祝日（祝日の振り替え休日を含む）の収集を実施することが適当である。

収集回数を削減するその他の品目については、世帯あたりの収集量の状況を勘案して祝日収集の実施を検討すること。

イ 生ごみ対策の推進

資源物として分別収集の対象とならない生ごみについては、各家庭における減量対策や保管時の悪臭の抑制等についての取り組みを推進すること。

ウ ごみ集積所のキャパシティの確認

ごみ収集回数の削減によって、収集日あたりの排出量が増加する燃やすごみについては、既存のごみ集積所の容量の状況を確認するとともに、今後、新たに設置するごみ集積所の設置基準等についても、必要に応じて検討を行うこと。

② さらなる収集回数削減の検討

燃やさないごみ・有害ごみ、ビン・カンについては、排出状況の実態から月に1回程度の収集でも十分であるとの意見や、紙類・布類についても2週に1回（月2回）への削減が必要との意見もあることから、ごみ収集回数については、収集量の推移等を踏まえて、継続的に見直しを検討する必要がある。

5

4 戸別収集の導入について

(1) 戸別収集方式の趣旨

5 ① 戸別収集方式の概要

建物ごとに、各世帯が道路に面した場所にごみを排出し、これを収集する方式であり、排出ルールの遵守等、排出者責任の徹底につながることを考えられる。

10 ② 対象世帯

原則として、戸建て住宅の世帯が対象となるが、ごみ収集車の通行が困難な道路狭あい地区等、地形や道路の状況などの条件によっては、対象とすることが困難である。

なお、集合住宅では、引き続きごみ集積所に排出することとなる。

15

③ 期待する効果

ア ごみの減量・分別に関する排出者の意識の向上等

20 ごみを排出した世帯が明確になり、ごみの減量・分別に関して、排出者の意識の向上や取り組みの促進の効果が期待でき、ルール違反があった場合には排出者に対する指導、啓発がしやすくなる効果が期待される。

イ ごみの排出、ごみ集積所に係る負担軽減

25 ごみを出す場所が近くなることで、ごみの排出作業が困難な高齢者等のごみ出し作業の負担が軽減するほか、ごみ集積所の維持管理の負担やごみ集積所に関する住民間のトラブル減少につながることを期待される。

④ デメリット及び留意点

30 ア 収集費用の増加

現在の集積所収集の場合よりも収集効率が低下することにより、収集費用の増加が見込まれる。他市の事例を参考に約30%の増車が必要となると仮定すると、道路狭あい地区を対象外とした場合でも、年間約5億円ものコスト増となる。

35

イ その他の留意点

収集費用以外の留意点として次の事項が挙げられる。

- 5 ・ 市川市においては戸別収集の対象外となる集合住宅の世帯が全世帯の約3分2を占めること。
- ・ 戸別収集の導入が困難な道路狭あい地区への対応
- ・ 現状で排出状況や維持管理に問題の無いごみ集積所の取り扱い
- ・ 戸建て住宅の宅地造成に伴い設置されている、土地が共有持分となっているごみ集積所の取り扱い
- 10 ・ 戸別収集の導入時に各世帯で講じる必要のあるカラス対策の方法
- ・ ごみの排出者が特定しやすくなることによるプライバシーへの配慮

(2) 今後の方向性

15 戸別収集の導入については、現状の集積所収集に係る問題点の解消などの面において、実施に伴い期待される効果は大きいと考えられる。

 しかし、一方で、収集費用の大幅な増加が見込まれること、導入時に留意すべき点が多いこと、また、市民アンケートにおいても、現状の方式のままで良いとする意見も多い。

20 そのため、戸別収集の導入については、費用対効果、留意点への対応、市民のニーズ等を踏まえて、さらに時間をかけて慎重に検討を進めるべきである。

 なお、その際は、全市的な導入のみにこだわらず、ごみ出し作業の支援を必要としている心身の不自由な高齢者・障害者等や、現状で大きなトラブルを抱えている集積所など、対象を限定した方策を含めて検討することが望ましい。

25

おわりに

5 本審議会では、市川市におけるさらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策として、「家庭ごみの有料化」「ごみ収集回数の削減」「戸別収集の導入」についての方
向性を取りまとめました。

10 この3つの施策の目的や効果については、相互に関連したものであることから、各
施策の導入にあたっては、市川市におけるごみ減量・資源化の必要性や各施策の趣旨
や内容について、市民へ分かりやすく説明、周知し、円滑な制度の導入を図ることが
必要となります。

15 また、この3つの新たな施策は、新たな費用負担やごみの排出方法の大きな変更な
ど、市民の生活への影響を伴うものであることから、ごみの排出量の推移、市民の受
容性、社会経済状況等を勘案して、検討する必要があると考えます。

20 さらに、さらなるごみの減量・資源化を進めるためには、新たな3つの施策だけで
はなく、従来から実施している施策の見直しや他の新規施策の導入も必要であり、複
数の施策を複合的かつ効果的に実施していくことで、可能な限りごみが出ない環境の
定着に向けて、市民のライフスタイルの変革を促進していくことが重要と言えます。

市川市においては、本答申の内容を尊重し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に
向けて、効果的に施策を推進していくことを強く期待します。

25